

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	1		1	「図2 本調達における各サービスの位置付け」にあるインターネットの回線帯域、セキュリティの要件がございましたらご教示いただけますでしょうか。	ご要件を明確にするため。	インターネットの必要帯域やセキュリティ機能要件は、提供事業者が社会通念上インターネットサービスとして供されるサービスを想定しています。
2	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	2		2	「共有される通信データ容量を令和6年度の利用開始段階では1か月当たり40TB以上とし、締結契約とすること。また、実際のデータ通信の状況に応じて契約データ通信量を月ごとに変更できること。なお、共有されるデータ通信量は、令和7年4月からは160TB以上、令和8年4月からは440TB以上とする。」 段階的にデータ通信量が増加していくご計画に対して、月毎に導入する想定のお線数（ユーザ数、拠点数）を開示いただくことは可能でしょうか。	1) 同時接続数など設備への影響を考慮する必要があるため。 2) 見積算出に必要かつ提案事業者の見積条件を揃えるため。	SIM納品スケジュール等については契約締結後の詳細な調整をもって最終決定としますが、概算導入数は以下のとおりです。 R6.10～R7.3：約1万枚 R7.4～R8.3：約2万8千枚 R8.4～R10.9：約6万7千枚
3	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	4	3		1	「電波状況不良対策として、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスB利用予定箇所において屋内の電波受信品質の改善が必要とされる場合は、当庁と調整の上で電波調査を行い、屋内の電波状況に応じて電波対策の必要性を判断し、電波増幅器（レピータ等）の設置等必要な電波対策を行うこと。」 電波対策の方法は複数ありますが、本調達においては、電波調査を実施し、電波対策としてレピータ設置までが本調達の範囲と考えてよろしいでしょうか。 基地局建設や基地局調整など、大掛かりな電波対策はございますが、費用も高額となるため、それらの対策は必要性が生じた際に、別途協議とさせていただきますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本調達において電波受信品質の改善が必要とされる場合は、電波調査を実施いただき、電波増幅器（レピータ等）の設置までを想定していますが、その他の電波対策を要する場合は、必要に応じて協議の上、決定することとします。
4	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	4	3		1	「電波状況不良対策として、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスB利用予定箇所において屋内の電波受信品質の改善が必要とされる場合は、当庁と調整の上で電波調査を行い、屋内の電波状況に応じて電波対策の必要性を判断し、電波増幅器（レピータ等）の設置等必要な電波対策を行うこと。なお、電波状況不良対策が必要となる場合は、これを費用に含むこととする。」 電波状況不良対策（レピータ設置）を講じた上で、電波状況不良だった場合、具体的にどのような対応（専用線、衛星回線などの別回線の提供など）が必要でしょうか。	調達範囲を明確にするため。	電波状況不良対策（レピータ設置）を講じた上で、電波状況が不良だった場合は、必要に応じて協議の上、対応方法を決定することとします。
5	質問	O3_別添資料1_別紙_拠点一覧					1	全1744拠点の情報が記されておりますが、都道府県名や町名までの記載のみになっている拠点が複数あるため、正確な拠点の住所情報をご提示いただけますでしょうか。	モバイル網の電波品質の調査と、その調査結果に基づいた対策の検討のために、正確な拠点住所情報が必要となるため。	開示可能な拠点については、閲覧資料で情報提供します。
6	質問	O5_別添資料3. 成果物一覧	3	-	-	-	1	No.17「SIM管理台帳」の提出時期について「本調達関係省庁のうち、最も早い省庁がガバメントソリューションサービスを利用開始する3か月前まで」 3か月前時点で本調達における全SIMの情報を想定されておりますでしょうか。移行する省庁のスケジュールに合わせSIMを手配することを想定しており、分割しての提出で問題ございませんでしょうか。	ご要件を明確にするため。	最も早い省庁の利用開始する3か月前までに全SIMの管理台帳のご提出が難しい場合は、契約締結後にご相談ください。
7	質問	調達仕様書	28	7	7.8	(4)	1	本項記載の「技術的支援」については、「要件定義書 P11 4章 4.4節 習熟・運用支援」に記載の支援業務の工数を使う想定でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため。	ご認識のとおりです。
8	質問	要件定義書	6	2	2.2.2	⑤	1	「SIMのキッティング作業にてAPN等が設定され、職員による設定作業なしにモバイルアクセスが可能となっていること。」との記載がありますが、GSS端末へのキッティング作業はGSS端末構築事業者様にて実施される認識でよろしいでしょうか。 本調達の受託者としては、SIMを貴庁御指定の場所に送付するという理解になります。	要件を正しく把握するため。	ご認識のとおりです。
9	質問	要件定義書	7	2	2.3.2	⑤	1	「SIMのキッティング作業にてAPN等が設定され、職員による設定作業なしにモバイルアクセスが可能となっていること。」との記載がありますが、拠点ネットワーク機器へのキッティング作業は拠点ネットワーク構築事業者様にて実施される認識でよろしいでしょうか。 本調達の受託者としては、SIMを貴庁御指定の場所に送付するという理解になります。	要件を正しく把握するため。	ご認識のとおりです。
10	質問	要件定義書	8	2	2.5.1	-	1	「本サービスは、2.2から2.4までにおいて述べたGSS端末、地方機関等及びUSB Dongleからのモバイル通信を、専用の閉域網によって当庁が整備運用しているGSSネットワークと相互接続するサービスである。これにより、当庁は、GSS端末、地方機関等及びUSB DongleとGSSの東京第5データセンター（TYO5）との間において、モバイル通信による疎通性を実現する。」との記載がありますが、過去に貴庁にて調達されました本調達との類似案件では東京第2データセンター（TYO2）となっておりましたが、過去の類似案件とは別のデータセンターになりますでしょうか。	要件を正しく把握するため。	東京第5データセンター（TYO5）は、過去の類似案件とは別のデータセンターになります。
11	質問	要件定義書	8	2	2.5.2	③	1	「受注者のデータセンターとTYO5を接続するためのアクセス回線を提供すること。また、アクセス回線は冗長化され、回線の疎通状況が監視可能であること。なお、受注者は、TYO5内にGSSの中継ゲート機器と接続可能なルータやアクセス回線終端装置等を設置し、GSSの中継ゲート機器に対して、1GbE又は10GbEにより冗長性をもって接続すること。GSSの中継ゲート機器側は、SFP/SFP+インターフェースを供するので、接続のためのケーブルや光モジュールなどを含めること。」との記載がありますが、本調達の受託者にて、貴庁ご用意のGSSの中継ゲート機器の光モジュール、GSSの中継ゲート機器との接続用のケーブルを用意するという理解でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため。	ご認識のとおりです。
12	質問	要件定義書	8	2	2.5.2	③	1	上記の理解で問題無い場合は、GSSの中継ゲート機器の型番をご教示いただけないでしょうか。また、光モジュール、接続用のケーブルは保守の対象外ということでしょうか。	要件を正しく把握するため。	GSSの中継ゲート機器の型番は、閲覧資料で情報提供します。 なお、本調達で用意した光モジュール及び接続用のケーブルも保守対象になります。
13	意見	O1_調達仕様書	7	4	1	-	1	「(3)モバイル通信のみ拠点(89拠点)用のメインSIM通信 (4)地方機関等(1734拠点)のバックアップ回線用SIM通信」 以下の通り記載の変更をご検討いただけますでしょうか。 (3)モバイル通信のみ拠点(89拠点)用のSIM通信 (4)地方機関等(1734拠点)の回線用SIM通信	電波強度などの品質は、実際の屋内等で確認しなければ判明せず、導入フェーズにおいて実際に電波状況を確認した上で、どちらをメイン、バックアップの利用とするか判断すべきと認識しております。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (3)モバイル通信のみ拠点(89拠点)用のSIM通信 (4)地方機関等(1734拠点)の回線用SIM通信
14	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	2	2	2	「③契約データ通信量を使い切った後においても、低速(256kbps以上)での通信が可能であること。」 低速時は256kbps以上の運用となりますが、256kbpsではチャットでのコミュニケーションなど最小限のデータ通信しか行えなくなると想定されます。ファイル共有やメールなど通常業務に影響を与えない最低限の品質にて実施するには、1.5Mbps以上のスループットが必要と考えます。	最適な構成にて提案を行うため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
15	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	2	2①	2	「SIM (カード又は eSIM) を提供」の要件について、SIMカードおよびeSIMのいずれも提供可能であることが必須と考えます。	本調達は、約1,000拠点以上かつ約10万ユーザを超えの大規模な調達となり、導入・運用フェーズにおいて、物理SIMでは輸送にかかるコスト、紛失リスク、管理の煩雑さなどがより顕在化することが想定されるため、効率的かつ効果的な導入を実現できるよう物理SIM、eSIMのどちらも提供可能であるよう要件にすべく考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、SIMカード又はeSIMのそれぞれの数量については、要件定義書に記載のとおり、契約締結後の詳細な調整をもって最終決定します。
16	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	2	2①	2	「SIM (カード又は eSIM) を提供」について、eSIM利用に向けた導入手順を示すことが重要であると考えます。	eSIMには様々な導入方法がございます。例えばスマートフォンではQRコードをカメラで読み取りeSIMをアクティベートします。一方で、本調達においてはPC端末での利用が想定されており、QRコードの読み取りなどの方法は実現が難しいものと認識しております。そのため、PC端末への導入手順の提案を含めて初めてeSIMが利用可能であることをご判断いただくと考えます。	eSIM利用に向けた導入手順等については、要件定義書の以下項番においてご提案ください。 4. 設備・工事・情報開示請求など 4.4 習熟・運用支援
17	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	5	2	2	「受注者のデータセンターと TYO5 を接続するためのアクセス回線を提供すること。」 受注者の提供する回線について、新規回線で構築する必要がある旨、記載をお願いできますでしょうか。	事業者によっては、アクセス回線がすでに存在する可能性もあり、提案事業者によって条件が異なるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「受注者のデータセンターとTYO5を接続するためのアクセス回線を新規回線で構築し提供すること。」
18	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	5	2	2	「当庁と受注者の設備間において、冗長性向上を目的とする通信回線を追加で整備し、サービスの冗長性を高めること。なお、当庁側の接続点は、先のTYO5のほかに、大阪第1データセンター(OSA1)がある。」 東西冗長において、冗長性を持たせるために、いずれかのネットワーク障害時における切替時間は重要と考えております。求められる切り替え時間や方式(手動での変更、自動での切り替え等)のご想定があれば、ご要件に追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	最適な構成にて提案を行うため。	仕様書(SLAを含む)をご確認いただき、最適なご提案をお願いします。
19	意見	要件定義書	5	2	2.2.2	②	2	「また、実際のデータ通信の状況に応じて契約データ通信量を月ごとに変更できること。なお、共有されるデータ通信量は、令和7年4月からは160TB以上、令和8年4月からは440TB以上とする。」と記載いただいておりますが、「データ通信量を変更する際にはユーザ影響が発生しない方法(長期的なシステム断を伴わず、瞬断で対応できるなど)で実施できること。」の一文を追加することを検討願います。	ご利用開始後の変更作業は、ご利用者様への影響が最小限になることが安定した運用につながると考えられるため、左記の一文の追加をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
20	意見	要件定義書	6	2	2.2.2	④	1	「SIM (カード又は eSIM) 再発行及び SIM カード交換については、本調達の月額範囲以内で対応できること。」と記載いただいておりますが、対応件数の上限を記載することをご検討願います。	現在のご要件ですと、本調達の提案事業者ごとに件数の考え方についてばらつきが発生する可能性が考えられます。本調達の提案事業者ごとに件数のばらつきが発生してしまうと、運用への影響も考えられるため、対応件数の上限の追加をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
21	意見	要件定義書	6	2	2.2.2	⑥	1	「当庁の指定する IPv4 アドレスを端末の IPv4 アドレス (シェアード IP (RFC6598)、プライベート IP (RFC1918)) として利用できること。当庁の指定する IP を SIM に直接割り当てられない場合は、2.5.2 ②の閉域網用のゲートウェイ等から GSS 側 NWにパケットを送信する際に1対1 NAT を使用し、送信元 IP を当庁の指定する IP に変換すること。その際は、1対1 NAT の変換対称表を提示すること。」と記載いただいておりますが、本要件を必須要件ではなく、推奨要件とすることを検討願います。	シェアードIPアドレスはその性格上、一般的な共用のサービス設備内で利用されている(今後利用される)可能性があり、一方で、お客様側ネットワークで利用されていることは一般的に想定されていません。そのためアドレス重複により正常にルーティングが行われなかったという予期せぬ不具合が発生するリスクがあります。 なお、貴庁向けの専用設備をご用意することも実現可能性はございますが、費用が高額になる、拡張性がなくなる(拡張する場合に長い期間を要する)、といった懸念がございます。 送信元NATとあて先NATを併用した双方向NATで技術的にこれを回避できる可能性はあるものの、双方向NATを行うためには貴庁GSS環境のアドレス情報を本調達の受託者にてすべて把握し、かつその変化にリアルタイムに追従する必要が生じてしまうことから現実的ではないと考えています。そのため、受託者のサービス設備内はすべてプライベートアドレスで通信・ルーティングを行い、双方向NATを貴庁側で実現頂くパターンも許容頂ければ幸いです。 上記の理由から、貴庁が本調達の提案事業者からコスト面と技術面を総合的に判断して最適な提案を受けることができるように、本要件を推奨要件への緩和をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、記載内容は必須要件となりますので、原文のとおりとします。
22	意見	要件定義書	6	2	2.2.2	⑨	1	「1日当たりの使用量が指定するサイズを超過した場合、使用者のメールアドレスに使用量の通知メールを送付する機能を有することを推奨とする。」と記載いただいておりますが、「回線(SIM)単位で月ごとの累計の使用量が指定するサイズを超過した場合に、運用管理担当者宛に基準超過の通知メールを送付することができることを推奨する。」に変更いただくことをご検討願います。	約10万となる大量のSIMに対して、日単位で通信料の閾値を設けても運用負荷の大きさに対するリターンが得られないと考えられます。通信データ容量は月単位の計算となるため、月単位の通信データ容量に対する使用量の閾値を設けられるほうが実際の運用において有益と考えられます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「1日当たりの使用量が指定するサイズを超過した場合、使用者のメールアドレスに使用量の通知メールを送付する機能、又は月ごとの累計の使用量が指定するサイズを超過した場合、使用者のメールアドレスに使用量の通知メールを送付する機能を有することを推奨とする。」
23	意見	要件定義書	6	2	2.3.1	④	1	「SIM (カード又は eSIM) 再発行及び SIM カード交換については、本調達の月額範囲以内で対応できること。」と記載いただいておりますが、対応件数の上限を記載することをご検討願います。	現在のご要件ですと、本調達の提案事業者ごとに件数の考え方についてばらつきが発生する可能性が考えられます。本調達の提案事業者ごとに件数のばらつきが発生してしまうと、運用への影響も考えられるため、対応件数の上限の追加をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
24	意見	要件定義書	7	2	2.3.1	⑥	1	「当庁の指定する IPv4 アドレスを端末の IPv4 アドレス (シェアード IP (RFC6598)、プライベート IP (RFC1918)) として利用できること。当庁の指定する IP を SIM に直接割り当てられない場合は、2.5.2 ②の閉域網用のゲートウェイ等から GSS 側 NWにパケットを送信する際に1対1 NAT を使用し、送信元 IP を当庁の指定する IP に変換すること。その際は、1対1 NAT の変換対称表を提示すること。」と記載いただいておりますが、本要件を必須要件ではなく、推奨要件とすることを検討願います。	シェアードIPアドレスはその性格上、一般的な共用のサービス設備内で利用されている(今後利用される)可能性があり、一方で、お客様側ネットワークで利用されていることは一般的に想定されていません。そのためアドレス重複により正常にルーティングが行われなかったという予期せぬ不具合が発生するリスクがあります。 なお、貴庁向けの専用設備をご用意することも実現可能性はございますが、費用が高額になる、拡張性がなくなる(拡張する場合に長い期間を要する)、といった懸念がございます。 送信元NATとあて先NATを併用した双方向NATで技術的にこれを回避できる可能性はあるものの、双方向NATを行うためには貴庁GSS環境のアドレス情報を本調達の受託者にてすべて把握し、かつその変化にリアルタイムに追従する必要が生じてしまうことから現実的ではないと考えています。そのため、受託者のサービス設備内はすべてプライベートアドレスで通信・ルーティングを行い、双方向NATを貴庁側で実現頂くパターンも許容頂ければ幸いです。 上記の理由から、貴庁が本調達の提案事業者からコスト面と技術面を総合的に判断して最適な提案を受けることができるように、本要件を推奨要件への緩和をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、記載内容は必須要件となりますので、原文のとおりとします。
25	意見	要件定義書	7	2	2.3.1	⑦	3	「連続通信可能時間(セッションタイマー)の長短を、ある程度任意に調整できることを推奨とする。」と記載がございますが、 「連続通信可能時間(セッションタイマー)の長短を、ある程度任意に調整できること、あるいはセッションタイマーから除外できることを推奨とする。」と推奨とするパターンの追加をご検討願います。	時間の調整だけでなく、セッションタイマーが存在しない、あるいは任意に除外できる場合も貴庁にとって同等のメリットがあると考えられるため、推奨とするパターンの追加をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
26	意見	要件定義書	7	2	2.3.1	⑨	1	「Web APIで各回線(各SIM)の使用量確認ができることを推奨とする。」と記載いただいておりますが、「メイン回線として提案するSIMはWeb APIで各回線(SIM)の使用量確認ができ、バックアップ回線として提案するSIMは専用ポータルなどWeb上で各回線(各SIM)の使用量確認ができることを推奨する。」に変更いただくことをご検討願います。	サービスにより仕様も異なることも考えられ、左記のような要件であれば提案の幅が広がると考えられるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。



項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
27	意見	要件定義書	7	2	2.4.2	⑥	1	「当庁の指定する IPv4 アドレスを端末の IPv4 アドレス（シェアード IP（RFC6598）、プライベート IP（RFC1918））として利用できること。当庁の指定する IP を SIM に直接割り当てられない場合は、2.5.2 ②の閉域網用のゲートウェイ等から GSS 側 NW にパケットを送信する際に 1 対 1 NAT を使用し、送信元 IP を当庁の指定する IP に変換すること。その際は、1 対 1 NAT の変換対称表を提示すること。」と記載いただいておりますが、本要件を必須要件ではなく、推奨要件とすることをご検討願います。	シェアード IP アドレスはその性格上、一般的な共用のサービス設備内で利用されている（今後利用される）可能性があり、一方で、お客様側ネットワークで利用されていることは一般的に想定されていません。そのためアドレス重複により正常にルーティングが行われないといった予期せぬ不具合が発生するリスクがあります。 なお、貴庁向けの専用設備をご用意することでも実現可能性はございますが、費用が高額になる、拡張性がなくなる（拡張する場合に長い期間を要する）、といった懸念がございます。 送信元 NAT とあて先 NAT を併用した双方向 NAT で技術的にこれを回避できる可能性はあるものの、双方向 NAT を行うためには貴庁 GSS 環境のアドレス情報を本調達の受託者にすべて把握し、かつその変化にリアルタイムに追従する必要が生じてしまうことから現実的ではないと考えています。そのため、受託者のサービス設備内はすべてプライベートアドレスで通信・ルーティングを行い、双方向 NAT を貴庁側で実現頂くパターンも許容頂ければ幸いです。 上記の理由から、貴庁が本調達の提案事業者からコスト面と技術面を総合的に判断して最適な提案を受けることができるように、本要件を推奨要件への緩和をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、記載内容は必須要件となりますので、原文のとおりとします。
28	意見	要件定義書	8	2	2.5.2	①	2	「なお、回線帯域は令和 6 年度の利用開始段階では最低 1 Gbps 以上とし、令和 7 年 4 月からは最低 3 Gbps 以上、令和 8 年 4 月からは最低 5 Gbps とする。」と記載いただいておりますが、「帯域を増速する際に極力ユーザ影響が発生しない方法で実施できること。」の一文を追加することをご検討願います。	ご利用開始後の変更作業は、ご利用者様への影響が最小限にすることが安定した運用につながると考えているため、左記の一文の追加をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、回線帯域は令和6年度の利用開始段階では最低 1 Gbps以上とし、令和7年4月からは最低 3 Gbps以上、令和8年4からは最低 5 Gbps とする。また、回線帯域を増速する際は、極力職員に影響が生じないように実施すること。」
29	意見	要件定義書	8	2	2.5.2	③	4	「GSS の中継ゲート機器側は、SFP/SFP+ インターフェースを供するので、接続のためのケーブルや光モジュールなどを含めること。」とありますが、「なお、ケーブルと、光モジュール本体およびハードウェア保守を発注者に納品するまでを業務範囲とし、中継ゲート機器側の設定変更および運用開始後の運用は本業務に含めない」という一文を追加することをご検討願います。	責任分界点を明確にするため、左記の一文の追加をお願いいたします。	保守対応等においては中継GW機器側事業者と連携して対応することも必要となりますが、調達物品の保守対応は実施いただく想定です。
30	意見	要件定義書	8	2	2.5.2	⑥	1	「前項に示した異なるアドレスグループ間であれば、同一の IP アドレスの使用を可能とし、全ての分離されたネットワークが問題なく動作できること。なお、受注者のネットワーク内では異なる IP アドレスでも、1 対 1 NAT により、GSS ネットワークに通信を引き渡す際に同一 IP と出来れば可とする。」とありますが、「前項に示した異なるアドレスグループ間であれば、同一の IP アドレスの使用を可能とし、全ての分離されたネットワークが問題なく動作できること。なお、受注者のネットワーク内では異なる IP アドレスでも、多対多 NAT により、GSS ネットワークに通信を引き渡す際に同一 IP と出来れば可とする。なお、1 対 1 NAT ができることを推奨する。」という形で要件緩和のご検討をお願いいたします。	1 対 1 の NAT を約 10 万アドレスの規模で行うことは前例がなく、特別な機器の選定や運用面での考慮が必要になります。実現性および費用の面に大きく影響する懸念があります。貴庁が本調達の提案事業者からコスト面と技術面を総合的に判断して最適な提案を受けることができるように必須要件は一般的に多対多の NAT としていただき、1 対 1 NAT は推奨要件とすることをご検討願います。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
31	意見	要件定義書	11	4	4.3	-	1	「当庁と調整の上で電波調査を行い、屋内の電波状況に応じて電波対策の必要性を判断し、電波増幅器（レピータ等）の設置等必要な電波対策を行うこと。なお、電波状況不良対策が必要となる場合は、これを費用に含むこととする。」と記載いただいておりますが、月あたりもしくは、年度単位など件数の上限を追加することをご検討願います。	現在のご要件ですと、本調達の提案事業者ごとに件数の考え方についてばらつきが発生する可能性が考えられます。本調達の提案事業者ごとに件数のばらつきが発生してしまうと、運用への影響も考えられるため、対応件数の上限の追加をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
32	意見	要件定義書	5	2	2.2.2	-	2	「契約期間の途中で SIM 枚数の増加が必要になった場合に、当初枚数の 2 倍までの範囲では、当初契約の同額程度の SIM 単価（発行手数料および SIM 枚数に比例する基本費用の単価）で対応できることを推奨する」という要件の追加を提案いたします。	本調達において、契約期間中にユーザ数が想定以上に増えたり、逆に大きく減ったりすることは想定されるリスクの一つです。このような場合にもコストが適正化されるように、一定の範囲を設けたうえで SIM 単価を維持できることが重要です。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
33	意見	要件定義書	5	2	2.2.2	-	2	「契約期間の途中で月間の通信データ容量の増加が必要になった場合に、当初通信データ容量の 2 倍までの範囲では当初契約の同額程度の通信データ容量単価（例えば 1 GB あたりの単価）で対応できることを推奨する」という要件の追加を提案いたします。	本調達において、契約期間中に通信量が想定以上に増えたり、逆に大きく減ったりすることは想定されるリスクの一つです。このような場合にもコストが適正化されるように、一定の範囲を設けたうえで通信データ容量単価を維持できることが重要です。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
34	意見	要件定義書	9	2	2.5.2	-	2	「契約期間の途中で閉域網の帯域の増減が必要になった場合に、1 Gbps～10 Gbps までの範囲では 3 か月以内程度のリードタイムで対応できることを推奨する」という要件の追加を提案いたします。	本調達において、契約期間中に通信量が想定以上に増えたり、逆に大きく減ったりすることは想定されるリスクの一つです。このような場合に帯域の増減が容易にでき、かつ常識的なリードタイムで実行できることが重要です。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
35	意見	要件定義書	8	2	2.2.2	-	2	「SIM 単位で通信を許可する PC 端末の IMEI を登録できることを推奨する。」という要件の追加を提案いたします。	貴庁が許可した PC 端末のみ開域モバイル網への接続を許可する設定ができることは、柔軟で強固なセキュリティを実現するうえで重要です。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
36	意見	要件定義書	8	2	2.4.2	-	2	「SIM 単位で通信を許可する USB ドングルの IMEI を登録できることを推奨する。」という要件の追加を提案いたします。	貴庁が許可した USB ドングルのみ開域モバイル網への接続を許可する設定ができることは、柔軟で強固なセキュリティを実現するうえで重要です。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件の追加は行いません。
37	意見	要件定義書	5	2	2.2.2	②	4	「データ通信量は、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービス A、B 及び C の異なるサービス間で共有できること。共有される通信データ容量を令和 6 年度の利用開始段階では 1 か月当たり 40 TB 以上とし、総価契約とすること。また、実際のデータ通信の状況に応じて契約データ通信量を月ごとに変更できること。令和 7 年 4 月からは 160 TB 以上、令和 8 年 4 月からは 440 TB 以上とする。」と記載いただいておりますが、「データ通信量は、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービス A、B 及び C の異なるサービス間で共有できること。なお、共有させる範囲は府省単位や 6 府省全体一括、アドレスグループ単位など実現可能なパターンを提案すること。共有される通信データ容量は令和 6 年度の利用開始段階では 6 府省分の合計値として 1 か月当たり 40 TB 以上とし、総価契約とすること。また、実際のデータ通信の状況に応じて契約データ通信量を月ごとに変更できること。令和 7 年 4 月からは 6 府省分の合計値として 160 TB 以上、令和 8 年 4 月からは 6 府省分の合計値として 440 TB 以上とする。」と共有の仕方に提案の幅を設けて頂くことをご検討ください。	通信データ容量の共有について、実現可能な「共有の範囲」は受託者によって異なることが予想されます。また、シェアード IP の要否や 1 対 1 NAT の要否など、その他の要求事項によっても実現可能な「共有の範囲」が変化することが考えられます。 上記の理由から、貴庁が本調達の提案事業者からコスト面と技術面を総合的に判断して最適な提案を受けることができるように、共有の範囲を 6 府省全体一括に制限せず提案の幅を設けて頂くように本要件の変更をお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。